十八　原子力事故による災害の防止に関する防災訓練及び研修に関すること（監視情報課の所掌に属するものを除く。）。

十九　原子力事業者防災業務計画（原災法第七条第一項に規定する原子力事業者防災業務計画をいう。以下同じ。）に関すること（監視情報課の所掌に属するものを除く。）。

二十　［略］

二十一　［略］

二十二　［略］

二十三　［略］

二十四　［略］

（技術基盤課の所掌事務）

第五条　技術基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　略］

三　原子炉等規制法の施行に関する基準の策定に関すること。

（放射線防護企画課の所掌事務）

第六条　放射線防護企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

イ　原子力事故による災害の防止に関すること。

ロ　核燃料物質の防護に関すること。

ハ　国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

ニ　放射線による障害の防止に関すること。

二　原子力災害対策指針の案の作成に関すること（総務課及び監視情報課の所掌に属するものを除く。）。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

三　前二号に掲げるもののほか、原子力事故による災害の防止に関すること（総務課及び監視情報課の所掌に属するものを除く。）。

四　［略］

五　第一号に掲げるもののほか、国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

六　第一号に掲げるもののほか、放射線による障害の防止に関すること（監視情報課及び安全規制管理官の所掌に属するものを除く。）。

［号を加える。］

［号を加える。］

十五　［同上］

十六　［同上］

十七　［同上］

十八　［同上］

十九　［同上］

（技術基盤課の所掌事務）

第五条　技術基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　同上］

三　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）の施行に関する基準の策定に関すること。

（原子力災害対策・核物質防護課の所掌事務）

第六条　原子力災害対策・核物質防護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［号を加える。］

一　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号。以下「原災法」という。）第六条の二第一項に規定する原子力災害対策指針の案の作成に関すること（監視情報課の所掌に属するものを除く。）。

二　原子力事故又は原子力施設（規制法第二条第七項に規定する原子力施設をいう。以下同じ。）に関する人の障害、原子力施設の故障等の事象が発生した場合の対処に関すること。

三　原子力事故による災害の防止に関し必要な施設、設備又は資機材の整備に関すること。

四　原子力事故による災害の防止に関する事務のうち防災訓練及び研修に関すること。

五　前四号に掲げるもののほか、原子力事故による災害の防止に関すること（監視情報課の所掌に属するものを除く。）。

六　［同上］

七　核燃料物質の防護に関すること。

八　核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。